

## 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）

（平成 28 年 12 月 21 日中央教育審議会総会）外国語部分抜粋

### 第 2 部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

#### 第 2 章 各教科・科目等の内容の見直し

##### 12. 外国語

##### （1）現行学習指導要領の成果と課題を踏まえた外国語活動、外国語科の目標の在り方

##### ①現行学習指導要領の成果と課題

- グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。
- 現行の学習指導要領は、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどを理解したり伝えたりする力の育成を目標として掲げ、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」などを総合的に育成することをねらいとして改訂され、様々な取組を通じて充実が図られてきた。
- 一方で、指導改善による成果が認められるものの、学年が上がるにつれて児童生徒の学習意欲に課題が生じるといった状況や、学校種間の接続が十分とは言えず、進級や進学をした後に、それまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができないといった状況も見られている。
- 中・高等学校においては、文法・語彙等の知識がどれだけ身に付いたかという点に重点が置かれた授業が行われ、外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した取組、特に「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動が十分に行われていないことや、生徒の英語力では、習得した知識や経験を生かし、コミュニケーションを行う目的・場面・状況等に応じて適切に表現することなどに課題がある。

##### ②課題を踏まえた外国語活動、外国語科の目標等の在り方

- これらの課題を踏まえ、特に、他者とのコミュニケーション（対話や議論等）の基盤を形成する観点を、外国語教育を通じて育成を目指す資質・能力全体を貫く軸として重視しつつ、他の側面（創造的思考、感性・情緒等）からも育成を目指す資質・能力が明

確となるよう整理することを通じて、外国語教育における「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力を更に育成することを目標として改善を図る。(別添13-1を参照)

あわせて、後述③の「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」を働かせながら、外国語教育において求められている資質・能力を育むために必要な教科等の目標を設定する(別添13-2を参照)。

#### (育成を目指す資質・能力と小・中・高等学校を通じた領域別の目標の設定)

- 前述のように、外国語教育における「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力を明確にした上で、前述のような課題を踏まえ、①各学校段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から目標の改善・充実を図る。
- 外国語の学習においては、語彙や文法等の個別の知識がどれだけ身に付いたかに主眼が置かれるのではなく、児童生徒の学びの過程全体を通じて、知識・技能が、実際のコミュニケーションにおいて活用され、思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて獲得され、学習内容の理解が深まるなど、資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。
- このため、それらの育成を目指す力について、前述のような課題を踏まえつつ、外国語学習の特性を踏まえて「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」を一体的に育成し、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして国際的な基準であるCEFR<sup>1</sup>などを参考に、段階的に実現する領域別の目標を設定する。

---

<sup>1</sup> 国際的な基準: CEFR (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment 外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠) は、語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て、2001年に欧州評議会が発表した。CEFRは、学習者、教授する者、評価者が共有することによって、外国語の熟達度を同一の基準で判断しながら「学び、教え、評価できるよう」開発されたものである。国により、CEFRの「共通参照レベル」が、初等教育、中等教育を通じた目標として適用されたり、欧州域内の言語能力に関する調査を実施するに当たって用いられたりするなどしている。中でも、「話すこと」のやり取り(interaction)では、少なくとも2人以上の個人が言葉のやり取りをし、その際、産出的活動と受容的活動が交互に行われ、口頭でのコミュニケーションの場合は同時に行われることもある。対話者が同時に話し、聞くだけでなく、聞き手は話し手の話を先回りして予測し、その間に答えを準備するなど、やり取りは言語使用と言語学習の中でも大きな重要性が認められることから、コミュニケーションにおける中枢的役割を果たしていると考えられている。

- C E F Rにおいては、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能ではなく、外国語の学習等のための「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り:interaction)」「話すこと(発表:production)」「書くこと」という五つの領域において、単に、知識・技能だけが示されているのではなく、知識・技能を活用して思考したり表現したりする言語能力が示されている<sup>2</sup>。このことを踏まえ、これまで「4技能」と称されることが多かった、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」については、国の領域別の目標において五つの領域として示すこととする。
- 国が定める領域別の目標については、外国語で聞いたり読んだりして得た知識や情報、考えなどを的確に理解したり、それらを活用して適切に表現し伝え合ったりすることで育成される「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」について、外国語教育の目標に沿って、高等学校卒業時において求められる資質・能力を明確にした上で、それぞれの学校段階等において設定することが大切である。このため、「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り)」「話すこと(発表)」「書くこと」の五つの領域ごとに、小学校中学年段階から児童生徒の発達段階に応じて「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力等」を一体的に育成する目標を設定するとともに、これらの複数を組み合わせる効果的に活用する統合的な言語活動を一層重視した目標とする。(別添13-3を参照)
- また、育成を目指す資質・能力の三つの柱の「学びに向かう力・人間性等」は、児童生徒が言語活動に主体的に取り組むことが外国語によるコミュニケーション能力を身に付ける上で不可欠であるため、極めて重要な観点である。「知識・技能」を実際のコミュニケーションの場面において活用し、考えを形成・深化させ、話したり書いたりして表現することを繰り返すことで、児童生徒に自信が生まれ、主体的に学習に取り組む態度が一層向上するため、「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力等」と「学びに向かう力・人間性等」は不可分に結び付いている。児童生徒が興味を持って取り組むことができる言語活動を易しいものから段階的に取り入れたり、自己表現活動の工夫をしたりするなど、様々な手立てを通じて児童生徒の「主体的に学習に取り組む態度」の高まりを目指した指導をすることが大切である。

<sup>2</sup> ①C E F Rの文書において人間が言語を用いて行うタスク(人間の行為全般をC E F Rではタスクと言う。)はreception(受容)、interaction(やり取り)、production(産出)の3領域に分かれており、それらが総合的に「コミュニケーション活動(communicative activities)」と呼ばれている(C E F Rオリジナル文書2.1.3)。②自己評価表(self-assessment grid)の形式で示されている、Listening、Reading、Spoken interaction、Spoken production、Writingの五つのタスクは、コミュニケーション能力の社会言語的側面、語用論的側面を含んだ多面的なものである。それらの複雑な横軸の側面についてはC E F R文書Chapter 4、5で解説されており、多層的な「領域」と考えられており、③複雑な横軸の側面として具体的にC E F RのCAN-DO形式の目標で示されている内容はcommunicative competence(コミュニケーション能力)を示しており、それらは、linguistic competence(従来の語彙・文法などの知識と技能)、sociolinguistic competence(社会的文脈などを考慮して言葉を使える力)、pragmatic competence(場面・状況・相手などを考慮して言葉を使える力)と定義されている。④C E F Rで目指している姿は「自律的社会的成員(autonomous social agent)」であり、自ら学習を管理できる「生きる力」を体現する社会的成員としての個人であり、この点からも学習指導要領の目標とC E F Rは非常に近い目標が掲げられていると考えられている。

- 各学校においては、国が外国語の学習指導要領に定める領域別の目標を踏まえ、更に具体的に各校の学習到達目標<sup>3</sup>を設定する。その際、個別の知識がどれだけ身に付くかに主眼を置くのではなく、「知識・技能」を外国語による実際のコミュニケーションにおいて活用し、外国語で情報や自分の考えなどを表現し伝え合うことで、「思考力・判断力・表現力等」について外国語教育の資質・能力の育成が図られるよう、学習内容等を設定することが求められる。

#### (外国語教育における学習評価)

- 観点別学習状況評価の実施に当たっては、各学校において領域別の目標を踏まえ設定する学習到達目標や、年間を通じた目標、単元目標において、求められる資質・能力を、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点により明確にしておく必要がある。その上で、年間を通じた目標を見通した上で単元目標に基づき観点別の評価を行うことが重要である。
- 小学校高学年の教科としての外国語教育における「観点別学習状況の評価」についても、中・高等学校の外国語科と同様に「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点により行う必要がある。その際、必要な資質・能力を育成するための学びの過程を通じて、筆記テストのみならず、インタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと等のパフォーマンス評価や活動の観察等、多様な評価方法から、その場面における児童の学習状況を的確に評価できる方法を選択して評価することが重要である。
- また、小学校高学年の外国語教育を教科として位置付けるに当たり、「評定」においては、中・高等学校の外国語科と同様に、その特性及び発達の段階を踏まえながら、数値による評価を適切に行うことが求められる。その上で、外国語の授業において観点別学習状況の評価では十分に示すことができない、児童一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて児童に積極的に伝えることが重要である。小学校「外国語活動」については、現行の学習指導要領において数値による評価にはなじまないとされていること等を踏まえ、顕著な事項がある場合に、その特徴を記入する等、文章の記述による評価を行うことが適当である。
- 具体的な「観点別学習状況の評価」及び「評定」の在り方については、英語教育強化地域拠点事業等における先進的な取組も参考にしつつ、子供たち一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、学習指導の改善につながる取組が進められることが期待される。

---

<sup>3</sup> 各学校の学習到達目標は、学習指導要領上の目標等に基づいて児童生徒が身に付けることが期待される資質・能力に関する目標である。児童生徒の学習状況や地域の実態等を踏まえた上で、卒業時の学習到達目標を、「～することができる」という形で設定し、指導の改善などに活用することが想定されている。

### ③外国語活動、外国語科における「見方・考え方」

- 他者とコミュニケーションを行う力を育成する観点から、社会や世界との関わりの中で、外国語やその背景にある文化の多様性を尊重し、外国語を聞いたり読んだりすることを通じて様々な事象等を捉え、情報や自分の考えなどを外国語で話したり書いたりして表現し伝え合うなどの一連の学習過程を経て、子供たちの発達段階に応じた「見方・考え方」が豊かで確かなものになることを重視し、整理することが重要である。
- 外国語教育において育成を目指す資質・能力を踏まえ、「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」は、「外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的・場面・状況等に応じて、情報や自分の考えなどを形成、整理、再構築すること」と整理する。

## (2) 具体的な改善事項

### ①教育課程の示し方の改善

#### i) 資質・能力を育成する学びの過程についての考え方

- 「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」を働かせる学習過程に改善するため、育成を目指す「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力を確実に身に付けられるように改善・充実を図る必要がある。
- 外国語教育における学習過程では、児童生徒が、㉗設定されたコミュニケーションの目的・場面・状況等を理解する、㉘目的に応じて情報や意見などを発信するまでの方向性を決定し、コミュニケーションの見通しを立てる、㉙対話的な学びとなる目的達成のため、具体的なコミュニケーションを行う、㉚言語面・内容面で自ら学習のまとめと振り返りを行うというプロセスを経ることで、学んだことの意味付けを行ったり、既得の知識や経験と、新たに得られた知識を言語活動へつなげ、思考力・判断力・表現力等を高めていったりすることが大切になる。
- 言語活動を行う際は、単に繰り返し活動を行うのではなく、児童生徒が言語活動の目的や、使用の場面を意識して行うことができるよう、具体的な課題等を設定し、その目的を達成するために、必要な語彙や文法事項などの言語材料を取捨選択して活用できるようにすることが必要である。このような言語活動を通じて、児童生徒の学びに向かう力・人間性等を育成することが重要である。
- また、言語材料については、発達段階に応じて、児童生徒が受容するものと発信するものがあることに留意して指導し、各学校段階等を通じて習得させていく過程が重要である。あわせて、小学校中学年の授業で扱われた語彙・表現や、高学年における文字の認識、語順の違いなどへの気付き等に関して指導した内容を、中学校の言語活動にお

いて繰り返し活用することによって、生徒が自分の考えなどを表現する際にそれらを活用し、話したり書いたりして表現できるような段階まで確実に定着させることが重要である。

## ii) 指導内容の示し方の改善

- 外国語教育において育成を目指す三つの資質・能力を踏まえ、小・中・高等学校を通じた領域別の目標、指導内容等について体系的に構造を整理する。この構造の中で、外国語教育において「主体的・対話的で深い学び」を推進する学習過程を繰り返し経るような改善・充実が図られる必要がある。

## ②教育内容の改善・充実

### i) 小学校の外国語教育における改善・充実

- これまでの成果と課題を踏まえて、中学年から「聞くこと」及び「話すこと」を中心とした外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達段階に応じて段階的に「読むこと」「書くこと」を加え、総合的・系統的に扱う学習を行うことが求められる。その際、これまでの課題に対応するため、新たに⑦アルファベットの文字や単語などの認識、④国語と英語の音声の違いやそれぞれの特徴への気付き、⑤語順の違いなど文構造への気付きなど、言語能力向上の観点から言葉の仕組みの理解などを促す指導を教科として行うために必要な時間を確保することが必要である<sup>4</sup>（別添13-4）。
- このような方向性を目指し、小学校高学年において、「聞くこと」「話すこと」の活動に加え、「読むこと」「書くこと」を含めた言語活動を展開し、定着を図り、教科として系統的な指導を行うためには、年間70単位時間程度の時数が必要である。また、中学年における外国語活動については、従来の外国語活動と同様に年間35単位時間程度の時数が必要である<sup>5</sup>。

### ii) 中学校の外国語教育における改善・充実

- 小学校で学んだ語彙や表現などの学習内容については、中学校の言語活動において、具体的な課題等を設定するなどして、意味のある文脈中でのコミュニケーションを通して繰り返し触れ、生徒が必要な語彙や表現などを活用することができるようにするこ

---

<sup>4</sup> 外国語教育の改善・充実については、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」においても、「文部科学省が設置した「英語教育の在り方に関する有識者会議」の報告書においてまとめられた提言も踏まえつつ」検討することとされている。提言においては、「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」等の先行した取組の検証を踏まえた外国語教育の課題や方向性について詳細がまとめられている。

<sup>5</sup> これらの効果的な教育課程の編成の在り方については、第2部第1章2.の「(4) 各学校における弾力的な時間割編成」を参照。

と、すなわち、様々な工夫をして言語活動の実質化を図り、生徒の言語運用能力を高めることが必要である。

- また、中学校では、生徒にとって身近なコミュニケーションの場面を設定した上で、学習した語彙や表現などを実際に活用する活動を充実させるとともに、高校との接続の観点から、外国語で授業を行うことを基本とするなど指導の改善を図る。
- あわせて、中学校では新たに「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」を測定する全国学力・学習状況調査の実施<sup>6</sup>により、具体的な指導改善につながるPDCAサイクルを確立することが重要である。

### iii) 高等学校における科目構成の見直し

- これまでの課題や高校生の多様化に対応するため、高等学校卒業段階で求められる「外国語を通じて、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりすることができる力」（必履修科目でC E F RのA 2 レベル相当、選択科目で同B 1 レベル相当を想定）を育成するため五つの領域を総合的に扱う科目として「英語コミュニケーション」を設定する。
- 中学校で学んだことを実際のコミュニケーションにおいて運用する力を十分に身に付けていないといった課題のある生徒も含めた高校生の多様性を踏まえ、外国語で授業を行うことを基本とすることが可能な科目を見直す必要がある。また、必履修科目（特に学習の初期段階）において、中学校の学び直しの要素を入れることとする。
- 外国語科の授業において言語活動の比重が低い現状を踏まえ、次期学習指導要領において設定する領域別の目標を実現するため、いかに言語活動を改善・充実していくかといった観点から科目の見直しを行う。このため、五つ領域の総合型の科目（必履修科目を含む）を核とし、発信能力の育成を更に強化するための科目として「論理・表現」（「発表、討論・議論、交渉」などにおいて、聞いたり読んだりしたことを活用して話したり書いたりする統合型の言語活動が中心）を設定する。あわせて、留学や進学などの目的に応じて高い英語力を目指す高校生もいるといった多様性を踏まえ、専門教科の科目構成を見直すとともに、学校設定科目などで対応できるようにする。（別添13 - 5を参照）
- また、高等学校においては、生徒や学校の多様なニーズを踏まえ、スーパーグローバルハイスクール等の成果を参考にしつつ、グローバルな視点で他教科等での学習内容等と関連付けて、外国語を用いて課題解決を図る力などを育成する言語活動の改善・充実を図る必要がある。

---

<sup>6</sup> 文部科学省「全国的な学力調査に関する専門家会議」の下に設置された「英語調査の検討に関するワーキンググループ」において審議の上、平成28年6月には同専門家会議において「全国学力・学習状況調査における中学校の英語の実施に関する中間まとめ」が取りまとめられている。

#### iv) 英語以外の外国語教育の改善・充実

- グローバル化が進展する中、日本の子供たちや若者に多様な外国語を学ぶ機会を提供することは、言語やその背景にある文化の多様性を尊重することにつながるため、英語以外の外国語教育の必要性を更に明確にすることが必要である。また、学習指導要領の改訂に向けて、外国語教育における領域別の目標を設定して作成するカリキュラムの研究や研修、教材開発などの取組について支援することが求められる。

#### ③学習・指導の改善充実や教育環境の充実等

##### i) 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 外国語教育においては、質の高い学びに向けて、学びの過程を、相互に関連を図りつつ、改善・充実を図ることが必要である。そのような過程で外国語によるコミュニケーションを通じて、自分の思いや考えが深まったり更新されたりすることを児童生徒が認識し、自信を持つことができるような学習活動を設けることが重要である。

(「主体的な学び」の視点)

- ・ 「主体的な学び」の過程では、外国語を学ぶことに興味や関心を持ち、どのように社会や世界と関わり、学んだことを生涯にわたって生かそうとするかについて、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自分の意見や考えを発信したり評価したりするために、自らの学習のまとめを振り返り、次の学習につなげることが重要である。このため、コミュニケーションを行う目的・場面・状況等を明確に設定し、学習の見通しを立てたり振り返ったりする場を設けるとともに、発達の段階に応じて、身の回りのことから社会や世界との関わりを重視した題材を設定することなどが考えられる。

(「対話的な学び」の視点)

- ・ 「対話的な学び」の過程においては、他者を尊重した対話的な学びの中で、社会や世界との関わりを通じて情報や考えなどを伝え合う言語活動の改善・充実を図ることが重要である。このため、言語の果たす役割として他者とのコミュニケーション（対話や議論等）の基盤を形成する観点を資質・能力全体を貫く軸として重視しつつ、コミュニケーションを行う目的・場面・状況に応じて、他者を尊重しながら対話が図られるような言語活動を行う学習場を計画的に設けることなどが考えられる。

(「深い学び」の視点)

- ・ 「深い学び」の過程については、言語の働きや役割に関する理解、外国語の音声、語彙・表現、文法の知識や、それらの知識を五つの領域において実際のコミュニケーションで運用する力を習得し、実際に活用して、情報や自分の考えなどを話したり書いたりする中で、外国語教育における「見方・考え方」を働かせて思考・判断・表現し、

学習内容を深く理解し、学習への動機付け等がされる「深い学び」につながり、資質・能力の三つの柱に示す力が総合的に活用・発揮されるようにする。このため、授業において、コミュニケーションを行う目的・場面・状況等に応じた言語活動を効果的に設計することが重要である。

## ii) 新たな外国語教育に対応した教材の充実

- 小学校の外国語教育については、指導者の確保に加え、効果的な教材の開発が課題となる。教科化に対応し、弾力的な時間割編成の考え方も踏まえた質の高い教科書の作成に結び付けるため、関係者間で新たな教科書の在り方を具体的に共有できるよう、国は、教科化に対応した教材を開発し、平成30年度には先行して活用できるようにする必要がある。このため、平成28年度中に、平成26・27年度に開発した小学校中・高学年向けの補助教材の検証を行うとともに、新教材(児童用冊子、教室用デジタル教材、年間指導計画例、学習指導案などを含む教員用指導書)の開発を開始する。あわせて、平成29年度から学習指導要領改訂を踏まえた校内研修等を促進するため、平成28年度より研修用資料を開発し、新教材として開発した内容と合わせて、平成29年度の早期の段階から教育委員会等を通じて適時適切に周知することが求められる。高学年向けの教材においては短時間学習等の設定が可能となるようにするとともに、活用しやすいICT教材の開発が求められる。
- 教育委員会等においては、各校の中核教員が学習指導要領改訂を踏まえた効果的な校内研修を行うことが可能となるよう、次期学習指導要領の内容について周知するとともに、新教材等を活用した地域の研修を計画的に実施することが期待される。
- 中・高等学校においては、教科書・教材の課題として、説明・発表・討論等を通じて「思考力・判断力・表現力等」を育成するような言語活動の展開が十分に意識されていないと思われるものが見られる。そのため、どのような力を身に付けるべきであるかということを念頭に置きつつ、学習指導要領における領域別の目標などを踏まえた教材とする必要がある。また、真に思考力・判断力・表現力等を育成するような言語活動の比重が低い現状から、学習指導要領の内容の実現のために言語活動の改善・充実に資する生徒が発信したいと思える題材とする視点が必要である。

## iii) 指導体制、教員養成・研修等

- 次期学習指導要領に対応した外国語教育に向けた教材開発及び教員養成・研修等の条件整備については、学校段階や学年段階それぞれの課題に応じた指導体制の整備が不可欠である。特に小学校については、教育委員会、大学等と連携し、教員の養成・採用・研修の一体的な改善の取組を進め、小学校教員の専門性を高めるとともに、中・高等学校の英語の教員免許を有する小学校教員や退職教員が専科指導を行ったり、ネイティブ・スピーカーなど外国語が堪能な外部人材が学級担任とティーム・ティーチングを行ったりするなど、教科化に対応する専門性を一層重視した指導体制を構築することが必

要である。

## ア 教員研修の改善・充実

- 地域においては、小・中・高等学校の一貫した外国語教育のP D C Aサイクルの中で、「英語教育推進リーダー」や英語教育担当指導主事等が中心となって、小・中・高等学校の連携による研修や、教育委員会と大学・外部専門機関との連携による研修などを計画的に実施する。この研修の計画において、「英語教育推進リーダー」や地域の指導的立場にある教員が、研究校等において授業公開・研究会等の企画・運営をしたり、講師・助言者として活動を行ったりすることを位置付ける。また、各学校を巡回し、校内研修、指導計画の作成、専科指導を行うことなどを通じて、学習到達目標を活用した授業改善等について、指導・助言を行うことなどが期待される。
- 小学校の外国語教育に携わる教員は、中学校区等の地域単位を基盤として、専門性を有し地域の指導的立場にある教員を中心に、中学校と複数の小学校とが連携した研修を行うことや、小・中学校教員相互の授業参加、合同研究会の実施等によって、連携体制を構築することが求められる。このため、専門性を有する中核教員等を各校に位置付け、学校全体の外国語教育の授業準備や校内研修の運営、外国語の指導等を担当させるなど校内体制の整備を進めることが期待される。
- 教育委員会等においては、「英語教育推進リーダー」による中核教員に対する研修を計画的に実施し、各校の中核教員等により、今後開発・配布される国の新教材等を活用した校内研修が確実に実施されるようにすることが必要である。また、「英語教育推進リーダー」や中核教員が中心となって、大学等との連携により日常的・継続的に指導・助言を行うことができるよう必要な指導体制を構築する。このことにより、研究校等における指導法等に係る研究成果を確実に波及させ、教員の外国語教育に係る指導力の専門性を向上させることが期待される。
- このような取組を通じて、学級担任はじめ全教員が外国語に触れ、外国語を指導する力を身に付けることができるよう、校内研修や外国語教育における域内の連携体制を充実させていくなど、各地方自治体の実態に応じた体制を構築することが求められる。
- 高学年における教科化に向けては、小学校の現職教員の中で、地域の指導的立場にある教員や各学校の中核教員が教科化に対応した外国語の指導に関する専門性を高めることができるよう、国は、中学校英語免許を取得する認定講習に小学校の教科化に必要な内容を加えたプログラムの開設支援や、免許状更新講習及び教職課程で活用可能なカリキュラム開発<sup>8</sup>等の支援を行う必要がある。

---

<sup>7</sup> 平成28年度より、都道府県ごとに「英語教育改善プラン」の策定・公表を行い、生徒・教員の英語力等の目標を設定、管理の上、必要な研修等を実施し、P D C Aサイクルの構築を推進している。

<sup>8</sup> 英語教育の在り方に関する有識者会議「今後の英語教育の改善・充実方策について（平成26年9月26

## イ 大学における教員養成の改善・充実

- 大学における教員養成においては、小学校における外国語教育の教科化への対応や、中・高等学校における「話すこと」「書くこと」の指導力の向上を図るため、小・中・高等学校のコア・カリキュラム開発・普及を行い、課程認定や各大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする必要がある。
- 小学校の教職課程においては、小学校中学年の外国語活動及び高学年の教科としての外国語の導入など次期学習指導要領への対応を図るため、基礎的な音声学を含む英語学など教科に関する専門的事項とともに、教科としての外国語教育に関する指導法を教職課程に位置付け<sup>9</sup>、全ての教員の外国語指導力向上を図る必要がある。次期学習指導要領を踏まえた課程認定がなされるまでの間は、各大学の小学校の教職課程において、コア・カリキュラム等を活用するなどして、小学校における外国語教育の教科化に対応したカリキュラムを開発・開設することが期待される。

## ウ 採用における改善・充実

- 外国語教員の採用選考に当たり、教員養成段階における取組と併せて、高い英語力と英語による指導力を評価する筆記試験や面接等の実技試験などの取組が任命権者の教育委員会において一層進められることが期待される。また、英語の資格・検定試験による英語力の基準が国際基準であるCEFRのB2レベル程度<sup>10</sup>(英検準1級、TOEFL iBTスコア80点程度)以上の者を採用するような取組<sup>11</sup>が期待される。
- 小学校では、当面、現職教員の中で専門性を有する教員が専科指導を行ったり、高学年で専科指導を行う教員が学級担任と連携しながら授業を行ったりする指導体制が想定される。専科指導を想定した小学校教員の採用選考に当たっては、採用段階における英語力の基準を設定することや、留学などの海外経験の評価、面接試験、模擬授業などに

---

日)」においては「具体的には、例えば、小学校における英語指導に必要な、基本的な英語音声学、第二言語習得、実際の場面で使うことができる語彙、表現、文構造、文法の特徴に関する理解と運用、異文化理解、発達段階に応じた適切な指導法、小学校における教室英語、ALT等とのチーム・ティーチングを含む模擬授業、小中連携に対応した演習や事例研究など教職課程において実践的な内容を扱う必要がある」とされている。

<sup>9</sup> 小学校外国語の教科化に伴う教育職員免許法施行規則の改正。平成29年度に改正、30年度に課程認定、31年度から施行の予定。

<sup>10</sup> 国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、中・高等学校教員に求められる英語力の目標について、英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点以上を達成した英語教員の割合を中学校で50%、高等学校で75%とすることとされている。今後は、現在審議されている第3期教育振興基本計画（平成30～34年度）において新たな目標を設定し、教員の英語力の更なる改善・充実を図る必要がある。

<sup>11</sup> 平成27年度に実施された教員採用選考試験（全68都道府県・指定都市等教育委員会）において、英語の資格等を有する者を対象に、46都道府県市が加点や英語試験の免除などの取組を行っている。

よる実技試験等によってコミュニケーション能力などの専門性を考慮した採用選考<sup>12</sup>の実施を促すことが必要である。併せて、中・高等学校英語免許の状況や、教職課程における小学校英語関係科目の履修状況など専門性を考慮した採用選考の実施を促進することが求められる。

## エ 地域・学校における指導体制の改善・充実

- 小学校中学年の外国語活動導入及び高学年の教科化に対応するためには、教員の養成・採用・研修及び外部人材の活用支援等により、専門性を一層重視した指導体制を構築することが求められる。平成32年度の全面実施までには、養成・採用・研修を通じて専門性を有する中核教員等を各校に位置付け、学校全体の外国語教育の授業準備や校内研修の運営、外国語の指導等を担当する校内体制の整備を進めるとともに<sup>13</sup>、教科指導が可能となる指導体制を整備するため、専科指導に当たる教員を確保すること等が必要である。
- このため、小学校では、中学年と高学年の接続が円滑になされることを前提に、例えば、中学年では、学級担任が、ALTや外国語が堪能な外部人材等とのチーム・ティーチングを活用しながら指導することや、高学年では、これらに加え、専門性を有する中・高等学校の外国語担当教員や中・高等学校の英語免許を所持する小学校教員が専科指導を行うこと等が考えられる。
- あわせて、学級担任が免許法に定める認定講習や新教材を活用した研修を受講することを通じて、英語の指導力に関する専門性を高めて指導するなどして、専門性を一層重視した指導体制を構築する必要がある。例えば、英語教育強化地域拠点事業における事例などを踏まえ、①中・高等学校の外国語担当教員が小学校教員を兼務して専科指導者として区域内の複数校を指導する取組や、②地域のバランスなどに配慮しながら中学校英語免許を所持する現職の小学校教員が指導を行うなど、地域の実情に応じた取組が行われることが期待される。
- また、新たに教科化する小学校高学年と中学校での学びを円滑に接続するために、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す小中一貫教育を導入することも有効な手段の一つである。
- 児童生徒が生きた外国語に触れる機会を一層充実するため、教員やALT等として、ネイティブ・スピーカーなど外国語が堪能な地域人材や外国語担当教員の退職者等、外

---

<sup>12</sup> 平成27年度に実施された小学校教員の採用選考試験（全68都道府県・指定都市等教育委員会）において、23道県市が外国語活動に関する実技試験を実施し、21県市が英語の資格等を有する者を対象にした加点や英語試験の免除などの取組を行っている。

<sup>13</sup> 例えば、専門性を有する中核教員の役割として、指導計画の作成、教材研究、指導方法・評価方法の共有化、外国語の授業を含めたカリキュラム・マネジメント、及び高学年の専科指導などへの対応が求められることについて明確にした上で校内の体制整備を進める必要がある。

部人材の受入れを推進する。その際、特別免許状を活用することや、必要に応じて小学校の児童理解や学級経営なども含む一定の研修を経た上で専科指導者として活用する取組も期待される。

○ 児童生徒がネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材とのコミュニケーションを通じて、

- ・標準的な英語音声に接し、正確な発音を習得する
- ・英語で情報や自分の考えを述べるとともに、相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保される

ことが重要である。児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力を伸ばす上で、ALT等を活用した指導は効果的であり、積極的にALT等を活用した指導体制の充実を図り、生きた外国語に触れる機会を増やすことが重要である<sup>14</sup>。

○ このため、小学校の次期学習指導要領が実施される前年に当たる平成31年度までに、その質を確保しつつ、全ての小学校にALT等が参画できるよう支援を行う必要がある。ALT等の質の向上を図るため、JETプログラムにより招致したALTへの研修のほか、教員用指導資料や外国語指導助手等の研修用資料などを充実することが必要である。なお効果的な活用の在り方については、地域や学校の実情に応じて役割を明確にした上で検討する必要がある。

○ 以上のような取組について、小学校においては、校長がリーダーシップを発揮し、学校全体の取組方針を明確にした上で、専門性を有する各校の中核教員等を中心として、全教員の共通理解を図りながら、校内の外国語教育全体の授業準備や研修、ALT等の活用など指導体制の強化に取り組むことが重要である。

---

<sup>14</sup> 平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」では、「全ての小学校への外国語指導助手（ALT）等外部人材2万人以上の配置や、実践的な研修の充実等により、全ての児童生徒に質の高い英語教育を実施する」ことが明記されている。